

池田町土地開発公社の解散と清算終了について

池田町土地開発公社の解散と清算終了についてお知らせします

池田町土地開発公社（以下「公社」という。）は、令和5年9月26日付けで岐阜県知事より解散の認可を受けて解散しました。その後、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）及び池田町土地開発公社定款に基づき官報による解散公告等の清算手続きを進め、催告期間中に債権者からの申し出がなかったことから、令和6年1月24日開催の公社清算人会において、残余財産の確定及び処分について承認を受け、清算終了しました。これを受けて、法務局への清算終了の登記及び岐阜県知事へ届出を行い、この度、すべての手続きが終了しました。

これまでの公社事業の実施に際し、関係各位をはじめ、町民の皆さまにはご理解、ご協力いただきましたことに心からお礼申し上げます。

公社の実績

公社は、公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に、法に基づき昭和43年4月11日に池田町の100%出資により設立されました。

設立以降、町内の公共施設等の整備に当たっての用地確保や代替地の斡旋など、土地開発公社として本町の公共事業や町民福祉の増進に貢献してきました。

主な事業成果としては、草深・願成寺住宅団地用地、南部公園用地、杉野事業用地、北部工業団地などの用地取得、造成事業を行ってきました。

解散の経緯

近年の公共事業の減少や地価そのもの下落により、土地の先行取得という公社本来の業務は減少傾向にあり、今後、公社を活用する事業も予定されていないことから、公社を解散するという結論に至りました。

こうした状況の中、令和5年8月9日開催の公社理事会にて、理事全員による解散の同意議決がなされ、令和5年9月4日に池田町議会において公社解散の議決を経たのちに、令和5年9月26日に岐阜県知事の解散認可を受けて公社は解散し、清算手続きを開始しました。

清算終了までの流れ

令和5年 8月 9日	令和5年度第2回池田町土地開発公社理事会にて解散同意
令和5年 9月 4日	池田町議会令和5年度第3回定例会にて公社解散の原案可決
令和5年 9月 5日	岐阜県知事へ公社解散認可を申請
令和5年 9月26日	岐阜県知事より公社解散認可、清算手続き開始
令和5年10月 4日	公社解散登記、清算人登記
令和5年10月24日	債権の申し出の公告開始 2ヶ月間に3回（10月24日、26日、30日）官報公告 申出期間内に債権の申出なし
令和5年12月 4日	池田町議会令和5年度第4回定例会にて予算措置
令和6年 1月22日	清算監査
令和6年 1月24日	公社清算人会 （清算終了を報告、承認）
令和6年 1月24日	池田町へ残余財産の帰属
令和6年 2月 2日	清算終了の登記
令和6年 2月28日	岐阜県知事へ清算終了の届出

公社の残余財産は、116,920,906円で、うち5,000,000円は池田町からの出資金になります。
この残余財産については、法第22条第2項及び公社定款第25条第2項の規定により、池田町へ帰属します。

<お問い合わせ先>

総務部総務課財政係

〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1

Tel : 0585-45-3111 Fax : 0585-45-8314